

人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業
「グローバル地域研究推進事業」国立民族学博物館拠点運営委員会規程

〔 令和4年 4月26日
規 程 第 2 号 〕

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業「グローバル地域研究推進事業」国立民族学博物館拠点組織運営規程第7条第2項に基づき、国立民族学博物館に設置される人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業国立民族学博物館拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副館長（研究・国際交流・IR担当）
- (2) 各研究部長
- (3) 学術資源研究開発センター長
- (4) 各研究拠点の拠点代表

(任期)

第3条 前条第1号から第4号に掲げる委員の任期は令和10年3月31日までとする。

ただし、任期中に委員の変更があった場合は、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること
- (2) 事業計画の基本方針に関すること
- (3) 予算に関すること
- (4) 拠点の構成員に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副館長（研究・国際交流・IR担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(設置期限)

第7条 運営委員会の設置期限は、令和10年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、管理部研究協力課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。